



丹尾
廣樹
議員

市民創世会

新ごみ焼却施設等整備・運営事業について

問 1社入札、高額落札となった原因は。正常な入札が行われたのか。

答 市長 今回の入札は、外部の有識者を含めた9名の事業者選定委員会において、入札の準備、仕様の検討、公告から審査、開札等の全てを担っている。その中で採用された総合評価一般競争入札方式は、入札参加資格を満たせば基本的にどの事業者でも参加でき、価格以外の質的要素も総合的に評価し、最も有利な事業者を落札者とするもので、価格だけ

で決める自動落札方式に比べて談合などの問題回避に優れており、環境省が焼却場の施設の事業者選定において推奨している方式である。選定委員会では、よいものを安価でとの方針の下で、競争性を高めることを目指し、参加しやすい仕様となるよう苦心し、透明性・公平性に最大限配慮した評価基準および方法等を定め、実施候補者の選定の審査を行い、その結果を踏まえ落札者を決定した。これまでの経緯や結果について、疑惑を持たれることは一切なく、引き続き確実な事業遂行に努めていく。



木村
愛子
議員

市民創世会

新ごみ焼却施設等整備・運営事業における市の見解は

問 入札について、組合は競争性を確保し得ないと認めた場合、入札執行の延期、中止および取り消すことがあるとの留意事項を挙げているが、基本構想では112億円であったものが、1社のみの落札で150億9,200万円の契約金額となり、多くの市民から高額だとの声を聞いている。市の見解は。

答 市長 今回の入札方式は、複数の応札を条件としているものではなく、1社のみの応札であっても成立する。新ごみ焼却施設等整備・運営事業は、決められたルールに従って進めてきたものであり、

一連の手続に落ち度はないと認識しており、今後も責任を持って進めていく。

意見 新ごみ焼却施設等は、エネルギーを有効利用し、高い発電能力を有する環境に関わる施設であり、市として循環型社会、脱温暖化社会を目指した環境政策を行っていくことが必要である。



奥村
義則
議員

公明党

新ごみ焼却施設等建設工事請負契約締結までのプロセスについて

問 公正取引委員会に提出された文書の中に、昨年1月頃に、市長は市内建設業者と面談し、入札に参加するよう要請を行ったと記されている。この行為は、公正・公平の観点から許されるのか。

答 市長 文書には、管理者および組合事務局が不正を行ったかのような表現であるが、公正中立に作成されたものでなく、事実に反している。市内建設業者との面談の事実はなく、入札参加要請を行う行為もあり得ないものである。

意見 菅原議員への答弁の中で、市長は、公正取引委員会に提出された文書の内容は事実無根であり、しかるべきところに訴えを起こすことも検討するとの発言があったが、事実を明確にするためにも速やかに訴えを起こしていただきたい。



現在のごみ焼却施設